

募集 守口市いきいきふれあい作品

問 高齢介護課

高齢の皆さんが絵画や手芸など趣味活動を通じて作ったさまざまな作品を展示します。

たくさんの人にみてもらうことで、作品を作った高齢の人に喜びや生きがいを感じてもらい、また、次回もいい作品を作ろうという創作意欲の向上にもつながればとの思いで、作品展覧会を毎年開催しています。

優秀な作品については、いきいきふれあい祭で表彰を予定しています。

時 8月8日(木)～11日(日) いずれも10:00～16:00

場 市役所1階会議室104・105

応募資格 満60歳以上の市内在住者(ただし、職業作家を除く)

応募作品 絵画・書道・陶芸・写真・俳句・手芸・短歌・川柳 大きさなど

絵画: 4号～30号以内

書道: 寸法1.1平方メートル(12平方尺)以内。縦横自由

写真: A4以上全紙まで。パネルまたは額装、ひも付きのもの

川柳: 通常はがきサイズ

出展点数 1人1部門1点で自作未発表のもの

実施要領 高齢介護課、各コミュニティセンター、高齢者健康生きがい支援室(市民保健センター1階)に設置

TEL 06-6992-1610

作品の搬入

時 8月2日(金)～4日(日) 10:00～16:00

場 市役所6階 学校 ICT 研修室

備 川柳のみ郵送可(高齢介護課宛) 開催場所・搬入場所を変更する場合は市ホームページでお知らせ

作品の表彰

時 9月13日(金) 13:00～

場 守口文化センター(エナジーホール)



さ「優良学校施設表彰 最優秀賞」受賞 くら小学校 またまた快挙!

問 教育総務課

TEL 06-6995-3152

一般社団法人文教施設協会主催 優良学校施設表彰事業において、さくら小学校が、公立・私立を問わず全国から応募のあった27校の中から最も優れた1校に贈られる最優秀賞を受賞しました。同校は「みどりのまちづくり賞」大阪府知事賞も受賞しており、令和5年度中で連続の快挙となります。選考は、[学び][生活][共創][安全][環境]の5つの課題に基づいており「学校全体の空間が緩やかにつながりながら、さまざまなアクティビティを喚起し、居場所が選べる仕掛けに満ちている。通り抜けのない動線計画、地域利用施設の明快なゾーニング、木質化による豊かな内部空間、分棟的な配置を生かした変化のある外観など、総合的に高く評価でき、最優秀賞にふさわしい」(一部抜粋)と講評を受けました。

市では新しい時代の学びを目指した学校づくりに努めます。



子ども募集 ども交流会の参加者

問 地域振興課

TEL 06-6992-1490

和歌山県かつらぎ町の子どもたちと

楽しい夏休みを過ごそう

時 8月20日(火)～21日(水) 1泊2日

場 市立さくら小学校(クイズラリー・ものづくり体験)、大枝公園(ウォーターサバゲー・夜店・縁日)

対 市内在住の小学4・5・6年生

¥ 1,000円(ものづくり体験材料代・スポーツ体験・食事代・入浴代など)

定 25人程度(申し込み多数の場合は抽選) 詳しくはこちら

備 宿泊はさくら小学校体育館、入浴は市内の銭湯を予定

申 7月1日(月)～16日(火)に個人またはグループ(2・3人で1グループ)で必要書類を窓口持参・オンライン申請

抽選会

時 7月19日(金) 10:30～

場 市役所1階会議室106



オンライン申請



高 通所型サービスC(短期集中型)で元気アップ 齢者の皆さん!年だから仕方がないと思いませんか?

問 高齢介護課

TEL 06-6992-1613

通所型サービスC(短期集中型)とは、筋力低下などにより日常生活が大変になった高齢者を対象に、元気を取り戻すため、リハビリ専門職などがサポートをしながら一人ひとりにあった運動プログラムが受けられるサービスです。栄養のとり方や口腔ケアを学ぶことができます。

通所型サービスCを利用できる人

①要支援1・2に認定された人

②要介護認定を受けていない人で「基本チェックリスト」により事業対象者に該当した人

利用回数 12回

※プログラムは週1回 約2時間

※悩みが改善しない場合は最大24回まで延長する場合あり

¥ プログラム1回につき300円

※延長した場合は13回目から1回500円

通所型サービスCの利用を希望する人は下記の
守口市地域包括支援センターへ

相談先	小学校区担当地区
第1地域 TEL 06-6904-8900	よつば(旧大久保・旧東)・梶・藤田・八雲東(大日東町1番～10番)
第2地域 TEL 06-4393-8401	庭窪・金田・佐太
第3地域 TEL 06-6908-2808	八雲(旧八雲・旧下島)
第4地域 TEL 06-4250-7878	守口・八雲東(大日東町1番～10番を除く)・さつき(旧滝井)
第5地域 TEL 06-6992-1180	さつき(旧春日)・さくら(旧三郷・旧橋波)
第6地域 TEL 06-6997-3336	寺方南(旧寺方・旧南)・錦



通所型サービスCを卒業した人の声

守口市 Oさん(81歳)

「骨折をして入院。外を出ることができなかったが、通所型サービスCに参加。少しずつ動くことができ、外出して歩行が可能となった。さらに自分で積極的に歩くようになり、歩く喜びが生まれた」

令和6年度介護保険料額決定通知書(本算定)

問 高齢介護課(介護保険料の計算方法・減免に関する相談)

TEL 06-6992-1610

問 保険収納課(介護保険料の納付に関する相談)

TEL 06-6992-1537

介護保険料(年額)は、本人・世帯の市民税の課税状況や、本人の前年中の所得などをもとに確定します。

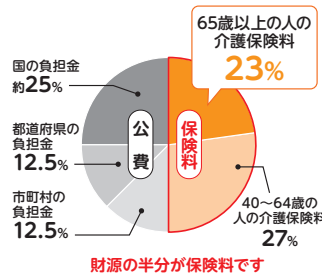
介護保険料は、介護サービス費の増減が大きく影響します。全国的な課題である少子高齢化の進展などもあり、介護サービス費は増加の一途をたどっています。

図のように、介護保険料の財源の半分は国・府・市が負担し、残りの半分のうち27%を40歳から64歳の人、23%を65歳以上の市民の皆さんに負担いただく仕組みです。

第9期(令和6年度から令和8年度)の介護保険料は介護サービス費の今後の伸び率もふまえて計算されるため、介護サービス費が増えれば、それに比例して介護保険料も高くなります。

平成12年度と比較すると、高齢者人口は約2倍、要介護認定者数は約4倍となっており、今後も介護サービス費は増加していくことが予想されます。

できる限り介護サービスが必要としない元気で過ごせる健康な人が増えていくことは、自身の生活をよりうるおいある充実したものにするだけでなく、介護保険財政の安定化にもつながります。



市では、上記の通所型サービスCを主軸としながら積極的に介護予防に取り組み、通いの場やさんあい広場をはじめとする介護予防や健康寿命の延伸につながるような施策にも力を入れていきます。

第9期(令和6年度から令和8年度)の介護保険料

段階	負担率	所得基準※	年額
第1段階	基準額×0.285	世帯非課税、80万円以下等	30,680円
第2段階	基準額×0.485	世帯非課税、120万円以下	52,210円
第3段階	基準額×0.685	世帯全員非課税	73,730円
第4段階	基準額×0.900	本人非課税、80万円以下	96,880円
第5段階	基準額	本人非課税	107,640円
第6段階	基準額×1.2	本人課税、120万円未満	129,170円
第7段階	基準額×1.3	本人課税、210万円未満	139,930円
第8段階	基準額×1.5	本人課税、320万円未満	161,460円
第9段階	基準額×1.7	本人課税、420万円未満	182,990円
第10段階	基準額×1.9	本人課税、520万円未満	204,520円
第11段階	基準額×2.1	本人課税、620万円未満	226,040円
第12段階	基準額×2.3	本人課税、720万円未満	247,570円
第13段階	基準額×2.4	本人課税、820万円未満	258,340円
第14段階	基準額×2.5	本人課税、920万円未満	269,100円
第15段階	基準額×2.6	本人課税、1,020万円未満	279,860円
第16段階	基準額×2.7	本人課税、1,020万円以上	290,630円

※1～5段階は、本人の「合計所得金額(課税年金に係る雑所得を除く)」と「課税年金収入額」の合計額。6～16段階は本人の合計所得金額